

## 多賀町社会福祉協議会の理事および監事の報酬ならびに評議員等の費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人多賀町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の理事、監事の報酬および評議員等に対する費用弁償ならびにその支給方法に関し、必要な事項を定める。

(報 酬)

第2条 本会の理事および監事の報酬は、次のとおりとする。

ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員には報酬等は支給しない。

- |          |    |         |
|----------|----|---------|
| (1) 会 長  | 年額 | 96,000円 |
| (2) 副会長  | 年額 | 36,000円 |
| (3) 常務理事 | 年額 | 36,000円 |
| (4) 理 事  | 年額 | 18,000円 |
| (5) 監 事  | 年額 | 18,000円 |

2 常務理事が非常勤であって、法人業務のため出勤した報酬は次のとおりとする。

ただし、多賀町社会福祉協議会非常勤の嘱託職員および臨時職員就業規則第23条第4項により支給することとし、退職手当は支給しない。

- (1) 日額5,000円で、月額120,000円以内。

(報酬の支払い方法)

第3条 報酬は、毎年度、分割支給または年度末に一括支給する。

2 理事および監事が任期途中で退任または就任したときの報酬は、月割によって計算する。

(費用弁償)

第4条 費用弁償は、1回につき2,000円とし、次の各号に掲げるものに支給する。

ただし、委員に対する費用弁償は、当該会議に出席した都度支給する。

- (1) 評議員
- (2) 評議員選任・解任委員
- (3) 心配ごと相談員
- (4) 地域福祉活動計画策定委員

2 旅費に関する費用弁償およびその支給方法については、別に定める。

(委 任)

第5条 本会の理事および監事の報酬ならびに評議員等の費用弁償の支給方法に関

し、この規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この改正後の規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この改正後の規程は、平成27年3月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この改正後の規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この改正後の規程は、平成31年4月1日から施行する。